

410 介護予防特定施設入居者生活介護費

点検項目	点検事項	点検結果	
個別機能訓練加算	専ら職務に従事する常勤の理学療法士等を1人以上配置	☐ 配置	
	利用者数が100人超の場合、利用者の数を100で除した数以上配置	☐ 配置	
	多職種協働による個別機能訓練計画の作成	☐ 作成	個別機能訓練計画
	開始時における利用者等に対する計画の内容説明	☐ 実施	
	利用者に対する計画の内容説明、記録	☐ 3月毎に実施	
	訓練の効果、実施方法等に対する評価	☐ あり	
	個別機能訓練に関する記録の保管、閲覧への対応	☐ あり	実施時間、訓練内容、担当者等の個別訓練に係る記録
医療機関連携加算	看護職員が前回情報提供日から次回情報提供日までの間で、利用者毎に健康状況を随時記録	☐ あり	
	利用者の同意の有無	☐ あり	
	協力医療機関等から情報提供の受領の確認を得ている	☐ あり	
	協力医療機関等と情報内容を定めている	☐ あり	
	協力医療機関又は利用者の主治の医師に月1回以上情報提供	☐ あり	
認知症専門ケア加算 (I)	利用者総数のうち、日常生活に支障を来す症状又は行動があるため介護を必要とする認知症の者（日常生活自立度Ⅲ以上）の割合が5割以上	☐ 該当	
	対象者の数が20人未満で認知症介護に係る専門的な研修修了者が1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとして専門的な認知症ケアの実施	☐ 該当	
	留意事項の伝達又は技術的指導の会議を定期的に実施	☐ 該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
認知症専門ケア加算 (Ⅱ)	利用者総数のうち、日常生活に支障を来す症状又は行動があるため介護を必要とする認知症の者（日常生活自立度Ⅲ以上）の割合が5割以上	☐	該当	
	対象者の数が20人未満で認知症介護に係る専門的な研修修了者が1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとして専門的な認知症ケアの実施	☐	該当	
	留意事項の伝達又は技術的指導の会議を定期的に実施	☐	該当	
	認知症介護の指導に係る専門的な研修修了者を1名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施	☐	該当	
	介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画の作成及び研修の実施	☐	該当	
サービス提供体制強化 加算(Ⅰ)イ	介護職員の総数のうち介護福祉士の数6割以上	☐	該当	
	定員、人員基準に適合	☐	該当	
サービス提供体制強化 加算(Ⅰ)ロ	介護職員の総数のうち介護福祉士の数5割以上	☐	該当	
	定員、人員基準に適合	☐	該当	
サービス提供体制強化 加算(Ⅱ)	看護・介護職員の総数のうち常勤職員の数7割5分以上	☐	該当	
	定員、人員基準に適合	☐	該当	
サービス提供体制強化 加算(Ⅲ)	サービスを直接提供する職員の総数のうち勤続3年以上の者3割以上	☐	該当	
	定員、人員基準に適合	☐	該当	
外部サービス利用型における障害者等支援加算	知的障害又は精神障害を有する利用者の基本サービスの提供にあたり、特に支援を必要とする者	☐	あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	☐ あり	介護職員処遇改善計画書
	2 改善計画書の作成、周知、届出	☐ あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐ あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	☐ あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	☐ なし	
	6 労働保険料の納付	☐ 適正に納付	
	7 次の(一)、(二)のいずれにも適合	☐	
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、 全ての介護職員に周知	☐ あり	
	(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は 研修の機会の確保し、全ての介護職員に周知	☐ あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要し た費用を全ての職員に周知	☐ あり	
介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	☐ あり	介護職員処遇改善計画書
	2 改善計画書の作成、周知、届出	☐ あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐ あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	☐ あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	☐ なし	
	6 労働保険料の納付	☐ 適正に納付	
	7、次の(一)、(二)のいずれかに適合	☐	
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、 全ての介護職員に周知	☐ あり	
	(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は 研修の機会確保し、全ての介護職員に周知	☐ あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要し た費用を全ての職員に周知	☐ あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	☐ あり	介護職員処遇改善計画書
	2 改善計画書の作成、周知、届出	☐ あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐ あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	☐ あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	☐ なし	
	6 労働保険料の納付	☐ 適正に納付	
	7 次の(一)、(二)、(三)のいずれかに適合		
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、 全ての介護職員に周知	☐ あり	
	(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は 研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	☐ あり	研修計画書
	(三)処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要した 費用を全ての職員に周知	☐ あり	
介護職員処遇改善加算 (Ⅳ)	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	☐ あり	介護職員処遇改善計画書
	2 改善計画書の作成、周知、届出	☐ あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐ あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	☐ あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	☐ なし	
	6 労働保険料の納付	☐ 適正に納付	